

令和 8 年 9 月 25 日

令和 8 年第 3 回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目 次

I	令和 8 年台風第25号に伴う大雨への対応	1
II	「令和 8 年熊本地震」被災地等への支援状況	3
III	平塚市域における津波災害警戒区域の指定	5
IV	令和 8 年度の主な防災訓練の実施状況	6
V	令和 7 年度神奈川県内における消費生活相談概要	7

I 令和8年台風第25号に伴う大雨への対応

1 大雨の状況

本県は、台風第25号の影響により、9月20日から9月21日にかけて記録的な大雨に見舞われた。

三浦の観測地点で24時間降水量が観測史上1位となったほか、県内2地点で9月の観測史上1位を更新した。これは平年の9月の月降水量の約1.5倍に相当する雨量となった。

＜月最大24時間降水量が観測史上1位を更新した箇所＞

三浦	365.5mm（観測史上1位）
横浜市中区	342.0mm（9月の観測史上1位）
藤沢市	249.5mm（9月の観測史上1位）

2 気象警報等の発表状況

- ・ 9月20日20時14分、レベル3大雨警報が横浜市南部に発表
（その後、他市町にも順次発表され、計10市町）
- ・ 9月21日7時14分、レベル3土砂災害警報が横須賀市に発表
（その後、他市町にも順次発表され、計3市町）
- ・ 9月21日10時5分、レベル4土砂災害危険警報が横須賀市及び三浦市に発表
（その後、他市町にも順次発表され、計12市町）
- ・ 9月21日13時50分、レベル4大雨危険警報が横浜市南部に発表
（その後、他市にも順次発表され、計7市）
- ・ 9月22日11時25分、県内全ての警報が解除

3 県内の被害状況（9月24日16時00分現在）

(1) 人的被害

死者	4人（横須賀市3人、三浦市1人）
行方不明者	1人（三浦市1人）
重傷	1人（三浦市1人）
軽傷	3人（平塚市1人、座間市1人、葉山町1人）

(2) 建物被害

全壊	3棟（横須賀市1棟、三浦市2棟）
一部破損	4棟（横浜市3棟、横須賀市1棟）
非住家	1棟（逗子市1棟）

4 避難指示等の状況

12市町が避難指示を発令し、最大で避難所開設13箇所、避難者数48人、避難世帯数27世帯となった。

5 県の対応

(1) 台風に関する説明会の開催

横浜地方気象台との共催により、市町村及び関係機関向けに「台風第25号に関する説明会」を開催

＜開催日＞

第1回 9月18日、第2回 9月19日、第3回 9月20日

(2) 県の体制

9月20日20時14分 県内に大雨警報が発表されたことに伴い、警戒体制に移行

9月21日16時30分 神奈川県災害対策本部を設置

9月21日17時46分 自衛隊への災害派遣要請

9月22日10時00分 県チャーターヘリによる上空からの被災状況把握
場所：横須賀市及び三浦市の捜索活動現場など

(3) 避難・注意喚起

レベル4大雨危険警報、レベル4土砂災害危険警報の発表及び避難判断推移及び氾濫危険水位に到達した河川の所在市町に対して、避難指示の助言を実施したほか、「かながわ防災パーソナルサポート」及び「X（旧ツイッター）」を活用して、警報発表時、危険警報発表時及び線状降水帯直前予測発表時に注意喚起文を配信した。

また、県ホームページのトップ画面からアクセス可能な災害対策本部会議の特設ページを開設した。

(4) 被害情報の取りまとめと公表

市町村や警察本部と連携し、県内に気象警報が発表されている間、延べ16回にわたり、最新の被害情報を取りまとめ、公表

(5) 人的支援

9月21日以降、捜索活動現場、横須賀市役所、三浦市役所及び横須賀市消防局三浦消防署に県職員を派遣

6 今後の対応

三浦市などの被災自治体の支援ニーズを把握し、ニーズに応じた人的・物的支援を実施する。

Ⅱ 「令和８年熊本地震」被災地等への支援状況

県は、令和８年７月28日に発生した令和８年熊本地震に対応して、被災地への各種支援を実施している。

１ 令和８年熊本地震の状況

(1) 地震の概要

- ア 発生時刻 令和８年７月28日16時27分
- イ 場所 熊本県熊本地方（震源の深さ 16km／暫定値）
- ウ 規模 マグニチュード7.1（暫定値）
- エ 最大震度 ７ 熊本県宇城市、氷川町

(2) 被害の状況（令和８年８月31日17時現在）

- ア 人的被害
 - ・死亡 38人
 - ・重傷 34人
 - ・軽傷 334人
- イ 住家被害
 - ・全壊 1,796棟
 - ・半壊 3,457棟
 - ・一部破損 30,993棟

２ 本県の対応状況（令和８年８月31日現在）

(1) 人的支援

国や全国知事会等からの要請に応じて、延べ140人以上の職員等を熊本県へ派遣した。

項目	延べ人数	期間	活動場所
一般事務職員	(※1) 65	8/3～	熊本市内
DMA T（災害派遣医療チーム）コーディネーションチーム (健康医療局)	(※2) 26	7/31～8/25	熊本県庁、八代保健所管内（八代市・氷川町）など ※熊本県保健医療福祉調整本部での活動
かながわDPA T（災害派遣精神医療チーム） (健康医療局)	(※2) 9	8/4～8/11	八代保健所管内（八代市・氷川町） ※熊本県八代地域保健医療福祉DPA T活動拠点本部での活動

保健師等チーム (健康医療局)	29	8/4～	八代保健所管内（八代市・氷川町）
応急仮設住宅の整備支援 (県土整備局)			
応急給水隊 (企業局)	13	8/4～8/22	宇城市、宇土市内
合 計	142		

※1 うち4人は全国知事会情報連絡員を兼務

※2 補助員も含む。

(2) 物的支援

ア WOTA BOX（水循環型シャワーシステム）

WOTA株式会社と締結した「災害時の生活用水資機材の広域互助に関する協定」（令和7年8月15日締結）に基づき、県、相模原市、鎌倉市で備蓄している水循環型のシャワーシステム「WOTA BOX」8台を、一般社団法人神奈川県トラック協会と連携して、熊本県に届けた。

イ ブルーシート

トラスコ中山株式会社と締結した「災害時等における資機材の調達に関する協定」（令和7年12月25日締結）に基づき、ブルーシート2,000枚を熊本市に届けた。

(3) 公営住宅等の一時提供（県土整備局）

神奈川県内に避難を希望される被災者に対し、市町村や神奈川県住宅供給公社と協力して公営住宅等の一時提供について入居者募集を実施している。

3 今後の取組

被災地のニーズを踏まえた職員派遣など、熊本県等からの要請に応じ、復興に向けた支援を継続する。

Ⅲ 平塚市域における津波災害警戒区域の指定

1 概要

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月施行）に基づき、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として、これまで藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、大磯町、二宮町、真鶴町及び湯河原町を指定してきたが、このたび、平塚市を新たに指定する。

2 経過

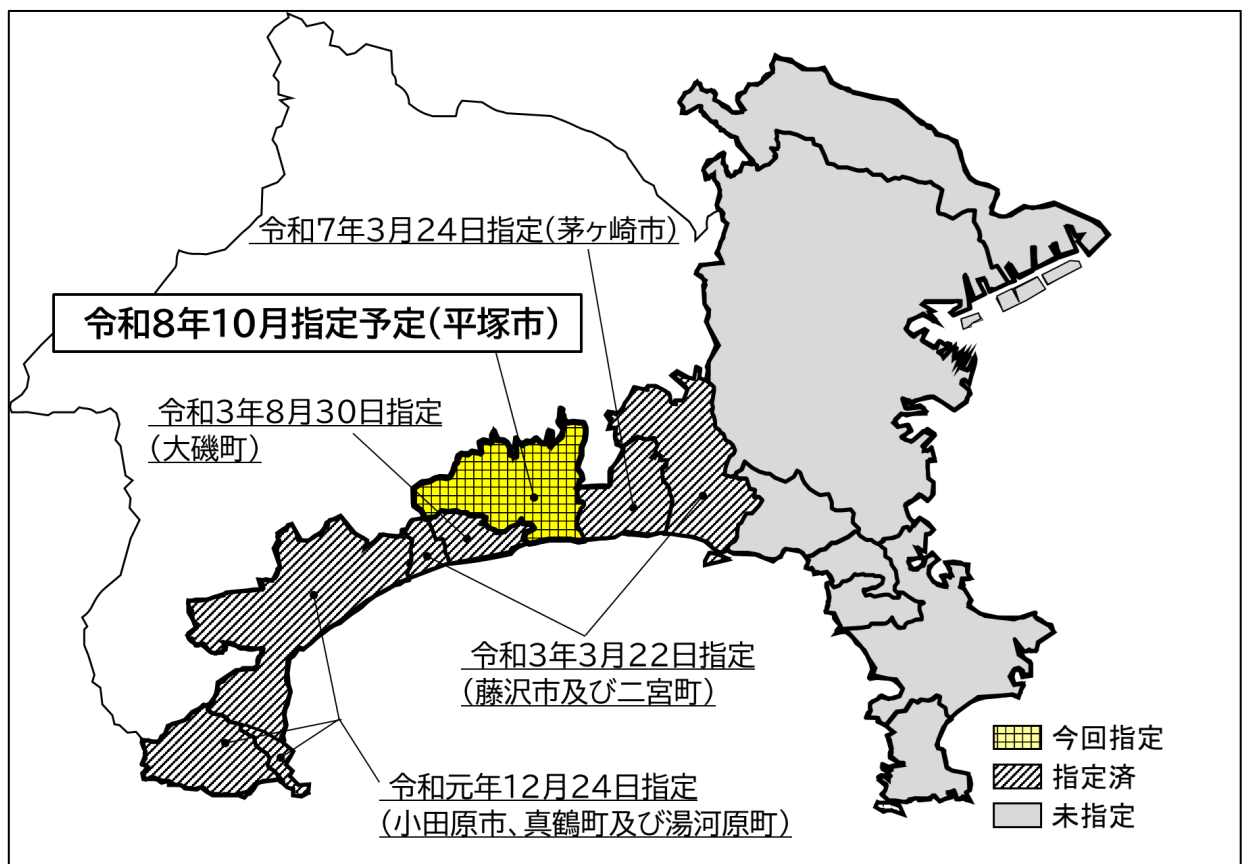
令和8年7月～8月 県及び平塚市による住民説明会を実施

令和8年9月 平塚市への意見聴取

3 今後の予定

令和8年10月 平塚市を警戒区域に指定

○津波災害警戒区域指定状況図



IV 令和8年度の主な防災訓練の実施状況

令和8年度の主な防災訓練について、現在までの実施状況は次のとおりである。

1 国民保護共同図上訓練

国民保護事案発生時における国・県・市町村・関係機関の連携や対応力の強化を図るため、図上訓練を実施した。

(1) 実施日

令和8年7月17日（金）

(2) 場所

大和市役所

(3) 主催者

内閣官房、消防庁、県、大和市

(4) 参加機関

16機関（消防、警察、自衛隊）

(5) 参加人数

40人

2 ビッグレスキューかながわ（令和8年度神奈川県・厚木市合同総合防災訓練・第47回九都県市合同防災訓練）

大規模地震発生時における県・市・関係機関の連携や地域防災力の向上を図るため、医療救護、救出救助、避難所の開設・運営等に関する実動訓練を実施した。なお、九都県市合同防災訓練は幹事県として実施した。

(1) 実施日

令和8年9月1日（火）

(2) 場所

県総合防災センター・消防学校（厚木市）等

(3) 主催者

県、厚木市

(4) 参加機関

147機関（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、在日米軍、医療関係機関、民間事業所、自主防災組織等）

(5) 参加人数

約2,700人

V 令和7年度神奈川県内における消費生活相談概要

県では、消費生活における各種トラブル解決のための助言やあっせんなどを行う消費生活相談を実施しており、このたび、令和7年度の相談概要をとりまとめた。

1 相談件数の推移

県内の消費生活相談窓口で受け付けた、令和7年度の相談総件数（「苦情」と「問合せ」の合計）は72,383件で、前年度（65,293件）と比べ、10.9%増加した。また、相談総件数のうち、「苦情」は67,644件で、前年度（60,549件）と比べ、11.7%増加した。

2 定期購入に関する苦情相談が増加

同じ商品を一定間隔で継続的に購入するサービスである定期購入に関する相談件数が6,157件と、前年度（4,485件）と比べ37.3%増加した。

主な相談事例は、次のとおり。

(1) 1回限りと思って購入したが、定期購入だった

SNSの広告で「定期縛りなし」と表示された販売サイトにアクセスして、美容クリームを注文した。初回の商品が届き、コンビニ後払いで代金を支払った。

1週間後、注文していないのに同じ商品が届き、販売店に購入した覚えがないので「返品したい」と伝え、と、「定期購入になっていて、解約は2回目の商品の代金を支払ってからでないと応じない」と言われた。

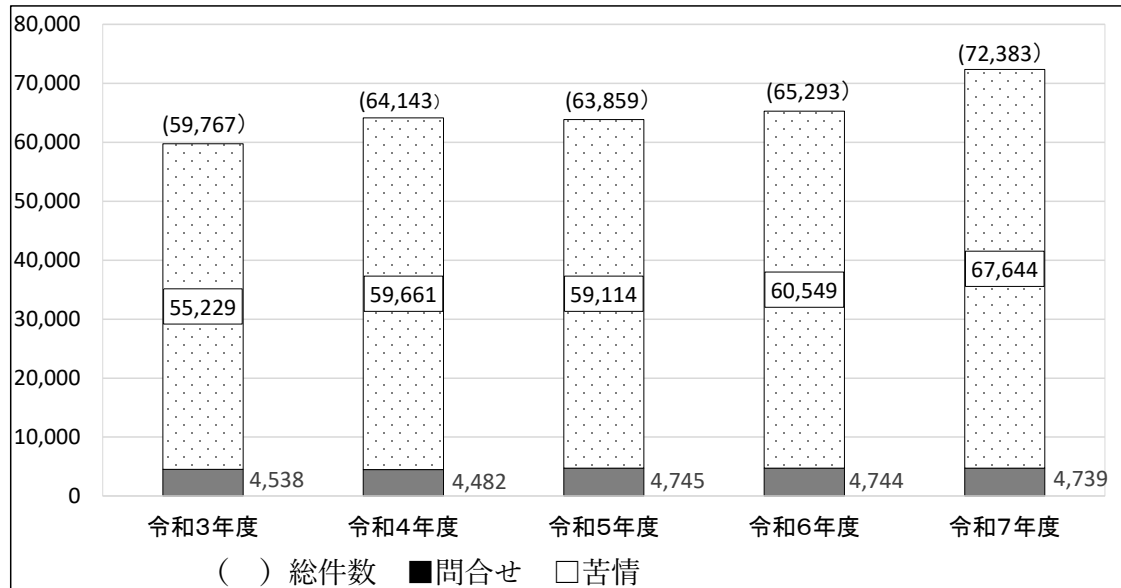
(2) 解約したいのに電話が繋がらない

無料通話アプリに、定価の半額で購入できる「しわが消えるファンデーション」の広告が出てきたので、購入した。商品が届き、使用してみたが、効果が無いので使用をやめ、解約することとした。

解約期限の1週間前から解約の連絡をしようと電話をかけ続けているものの、「混み合っているのでかけなおしてください」とメッセージが流れ一方的に切電され、解約ができない。

○相談件数の推移

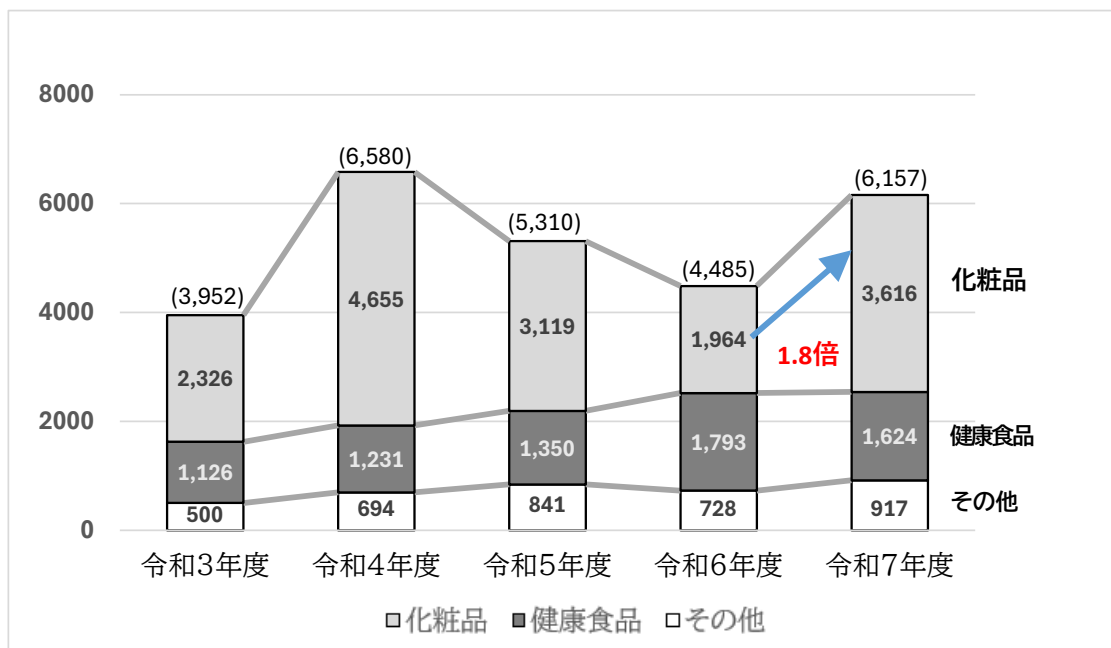
(単位：件)



○定期購入に関する相談件数の推移

(単位：件)

()は合計

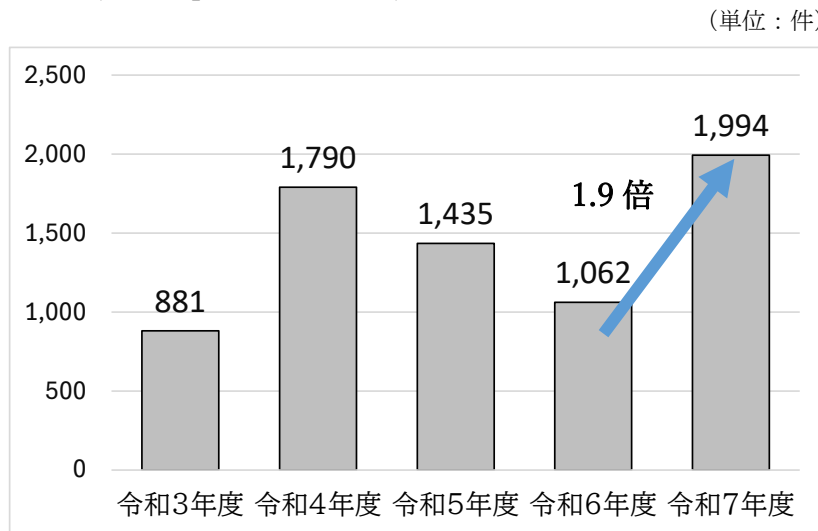


3 高齢者（契約当事者が65歳以上）の苦情相談

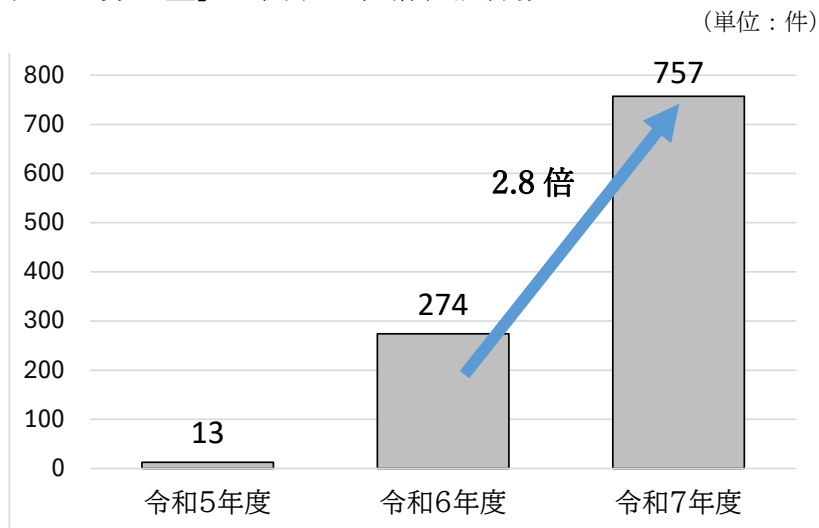
高齢者の苦情相談件数は22,044件で、前年度（20,083件）と比べ、9.8%増加した。また、全体に占める割合は、32.6%で、前年度と比べ、0.6ポイント減少した。

高齢者からの相談の傾向として、「化粧品」の定期購入等に関する相談件数が、前年度と比べ、1.9倍に増加しているほか、「分電盤」の点検商法に関する相談が2.8倍に増加している。

○高齢者の「化粧品」に関する苦情相談件数



○高齢者の「分電盤」に関する苦情相談件数



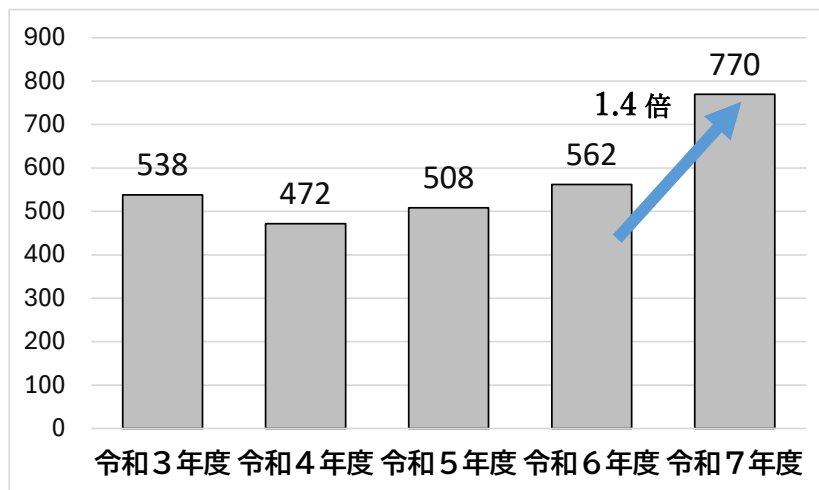
4 若者（契約当事者が29歳以下）の苦情相談

若者の苦情相談件数は8,055件で、前年度（7,235件）と比べ、11.3%増加した。また、全体に占める割合は、11.9%で、前年度と同様であった。

若者からの相談の傾向として、賃貸物件の退去時の原状回復費用等の「不動産貸借」に関する相談件数が、前年度と比べ、1.4倍に増加している。また、脱毛エステなどの「エステティックサービス」に関する相談件数は、前年度と比べ、1.4倍に増加している。

○若者の「不動産貸借」に関する苦情相談件数

（単位：件）



○若者の「エステティックサービス」に関する苦情相談件数

（単位：件）

